

民間構成員からの重点要望事項（2024年度）

法令外国語訳整備プロジェクトについて、優先的に取り組むべき重点課題として、以下の対応を関係省庁に求める。

1. 2026年度までに新たに1,000本以上の英訳法令等の公開を目指すこと

民間構成員からの重点要望事項(2020年度及び2022年度)において、2021年度から2025年度までの今後5年間で、少なくとも600本以上、技術の進歩等に応じ1,000本以上の法令及び法令の概要情報の英訳の公開を目指すよう求めたところであるが、その進捗状況に鑑みると、600本以上の英訳の公開については達成が見込まれるものの、1,000本以上の英訳の公開は達成が困難な状況にある。しかし、本プロジェクトに対する需要が増大していることを踏まえると、引き続き高い目標を設定し、本プロジェクトを強力に推進していくべきことに変わりはない。

そこで、政府においては、目標期間を1年間延長して2026年度までに法令及び法令の概要情報を併せて合計1,000本以上公開することを目指して、本プロジェクトに取り組むべきである。

2. 重点的に翻訳すべき分野に該当する法令について、原則として法令の公布又は改正から1年以内の英訳公開を目指すこと

英訳法令は、法令の公布又は改正がなされた後、施行日も勘案しつつ迅速に公開されることが重要であるが、政府が法令外国語訳に振り分けるリソースには限りがある。

そこで、重点的に翻訳すべき分野に該当する法令については、法令

翻訳システムや法務省による英訳原案の代行作成を活用するなどして、原則として法令の公布又は改正から1年以内の英訳公開を目指すべきである。

また、これらの法令については、原則として翻訳整備計画に掲載する法令として速やかに選定し、同法令に選定しない場合は、関係省庁が当会議に対して選定しない理由を説明すべきである。

○重点的に翻訳すべき分野

- ・対日直接投資に関わる分野に関するもの（例えば、金融法、デジタル関連分野の法令など）
- ・知的財産分野に関するもの
- ・民事分野の基本法に関するもの（例えば、会社法、民法、民事手続法等）
- ・我が国に居住する外国人に関わる分野に関するもの（例えば、税金、年金、消費者法、労働法など）

3. 法令翻訳システム導入後の英訳法令の品質確保について

法令翻訳システムや法務省による英訳原案の代行作成の活用により、法務省で検査すべき法令数が増大することが見込まれるが、英訳の品質が劣化しないように、品質検査体制を確保すべきである。

また、法令翻訳システムの品質面・機能面の向上は、本プロジェクトを加速化させる上で重要であることから、ユーザーのニーズを踏まえてシステムの在り方を検討していくべきである。